

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録実施機関の登録等について

平成 29 年 9 月 4 日
農林水産省林野庁林政部木材利用課
経済産業省製造産業局生活製品課
国土交通省不動産・建設経済局建設業課
国土交通省住宅局住宅生産課
申 合 せ
改正：令和 3 年 3 月 1 日付け 2 林政利第 158 号
最終改正：令和 7 年 4 月 1 日付け 6 林政利第 88 号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 23 条に基づく登録実施機関の登録等については、下記のとおりとする。

記

1 登録実施機関の登録について

- (1) 申請は、申請者が主務大臣に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 12 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した申請書及び同条第 2 項各号に掲げる添付書類を提出することにより行う。申請の窓口は、農林水産省林野庁林政部木材利用課とする。
- (2) 農林水産省林野庁林政部木材利用課長（以下「木材利用課長」という。）は、必要な事項が記載されていること及び必要な書類が添付されていることを確認し、不足があれば申請者に補正を要請する。この際、申請書を受け付けた年月日、補正を要請した年月日及び申請者から補正書類等が提出された年月日を記録する。
- (3) 申請を受理した時点で、木材利用課長は、経済産業省製造産業局生活製品課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長及び国土交通省住宅局住宅生産課長（以下「関係課長」という。）に対して、別紙 1 により申請書類の写しを送付する。
- (4) 木材利用課長及び関係課長は、申請者が法第 24 条各号に掲げる欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当していないか、及び法第 25 条第 1 項各号に掲げる登録要件（以下「登録要件」という。）に適合しているかを審査し、関係課長は、当該審査結果を別紙 2 により木材利用課長に提出する。
- (5) 木材利用課長は、(4) で関係課長より欠格事由の該当性又は登録要件の適合性への疑義が示された場合には、必要に応じ、別紙 3 により申請者に問い合わせ、その結果を別紙 4 により疑義を提出した者に送る。
- (6) 当該回答を受けても、疑義を提出した者において疑義が解消されない場合には、再度、木材利用課長に疑義を提出する。この繰り返しにより最終的な判断を行い、審査結果を申請者に提出する。また、主務省ごとに審査結果が異なる場合は、木材利用課

長が調整する。

(7) 申請者が欠格事由に該当しておらず、登録要件に適合している場合にはア、欠格事由に該当している場合又は登録要件に適合していない場合にはイのとおりとする。

ア 木材利用課長は、関係課長に、申請者が欠格事由に該当しておらず、登録要件に適合している旨を連絡し、主務省ごとに決裁手続を行う。木材利用課長は、当該申請者の登録実施機関登録簿への記載及び登録実施機関の登録に関する官報公示の手続きを行う。併せて、別紙5の通知書により、申請者に登録した旨を通知する。

イ 木材利用課長は、関係課長に、申請者が欠格事由に該当している旨又は登録要件に適合していない旨を連絡し、主務省ごとに決裁手続を行う。併せて、別紙6の通知書により、申請者に登録しない旨を通知する。

2 登録実施機関登録簿について

登録実施機関登録簿は、木材利用課長が管理し、主務省間で共有する。

3 登録事項等の変更について

法第28条又は施行規則第13条第1項の規定に基づく届出の窓口は、農林水産省林野庁林政部木材利用課とする。木材利用課長は、必要な事項が記載されていることを確認の上、関係課長に対して、申請書類の写しを送付し、主務省ごとに決裁手続を行う。木材利用課長は、変更があった事項について、登録実施機関登録簿への記載及び変更登録に関する官報公示の手続きを行う。

4 登録の更新について

1の規定は、登録実施機関の登録の更新について準用する。

5 登録実施事務規程の届出について

法第29条の規定による登録実施事務規程の届出の窓口は、農林水産省林野庁林政部木材利用課とする。木材利用課長は、必要な事項が記載されていることを確認の上、各主務省に届出書類の写しを送付する。

6 登録実施事務の休廃止について

3の規定は、法第30条の規定に基づく届出について準用する。

7 適合命令及び改善命令について

主務省のうちのいずれかが、法第32条に規定する適合命令又は法第33条に規定する改善命令が必要と判断した場合は、その内容について他の主務省に協議する。当該協議において合意に達した場合には、主務省の連名により、当該命令をする。

8 登録の取消し等について

主務省のうちのいずれかが、登録実施機関が法第34条各号に規定する登録の取消し等の事由に該当すると判断した場合は、登録を取り消すこと等について他の主務省に

協議する。当該協議において合意に達した場合には、当該登録実施機関の登録の取消し等を行う。

木材利用課長は、当該登録実施機関の登録の取消に関する官報公示の手続を行う。

9 報告について

7の規定は、法第40条第3項に規定する報告について準用する（別紙7）。

別紙 1

事 務 連 絡

○ 年 ○ 月 ○ 日

○○省○○局○○課長 殿

農林水産省林野庁林政部木材利用課長

登録実施機関の登録に係る申請書等について

別添のとおり、○年○月○日付けで提出があった整理番号○○に関する申請書類の写しを送付します。

別紙 2

事 務 連 絡
○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産省林野庁林政部木材利用課長 殿

○○省○○局○○課長

登録実施機関の登録に係る審査結果について

整理番号○○の申請に関する審査の結果について下記のとおり連絡します。

記

- 1 審査結果*¹
- 2 理由
- 3 申請者

別紙 3

事 務 連 絡
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ 殿

農林水産省林野庁林政部木材利用課
経済産業省製造産業局生活製品課
国土交通省不動産・建設経済局建設業課
国土交通省住宅局住宅生産課

登録実施機関の登録に係る申請書等の疑義について

○年○月○日に提出された標記の件について、以下のような疑義がありますので、御回答願います。

別紙4

事務連絡
○年○月○日

○○省○○局○○課長 殿

農林水産省林野庁林政部木材利用課長

登録実施機関の登録に係る申請書等について

○年○月○日付けで連絡があった整理番号○○の申請に関する疑義について申請者に
問い合わせた結果は下記のとおりです。

別紙 5

○ 林 政 利 第 ○ 号
○ 製 第 ○ 号
国 不 建 技 第 ○ 号
国 住 木 第 ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ 殿

農林水産大臣 ○○ ○○

経済産業大臣 ○○ ○○

国土交通大臣 ○○ ○○

登録実施機関の登録について

○年○月○日付けをもって提出のありました登録実施機関の登録に係る申請書等について、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 24 条各号の規定に該当がなく、第 25 条第 1 項各号の規定を満たすと認められるため、第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

- 1 登録年月日 ○○年○○月○○日（○○年○○月○○日まで）
- 2 登録番号 第○○○号

別紙6

○ 林 政 利 第 ○ 号
○ 製 第 ○ 号
国 不 建 技 第 ○ 号
国 住 木 第 ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ 殿

農林水産大臣 ○○ ○○

経済産業大臣 ○○ ○○

国土交通大臣 ○○ ○○

登録実施機関の要件不適合について

○年○月○日付けをもって提出のありました登録実施機関の登録に係る申請書等について、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第25条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

別紙 7

○ 林 政 利 第 ○ 号
○ 製 第 ○ 号
国 不 建 技 第 ○ 号
国 住 木 第 ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ 殿

農林水産大臣 ○○ ○○

経済産業大臣 ○○ ○○

国土交通大臣 ○○ ○○

登録実施機関の業務に関する報告について

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、別添について報告を求めます。

（別添を添付のこと）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく 登録実施機関の登録等の申請要領

平成 29 年 9 月

主務省申合せ

改正：令和 3 年 3 月

最終改正：令和 6 年 11 月

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 23 条に規定する登録実施機関の登録の申請方法等について説明するとともに、申請書類の作成例等を示します。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

（登録実施機関の登録）

第 23 条 第 15 条の主務大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同条の木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

法第 23 条に規定する登録の具体的な申請方法は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 12 条に規定されています。申請者は、様式第 1 に必要な事項を記入して、添付書類と共に提出してください。

また、登録を受けた後の、登録事項の変更（施行規則第 13 条）、事務所の変更（法第 28 条）、登録実施事務規程の変更（法第 29 条第 1 項）及び登録実施事務の休廃止（法第 30 条）に係る届出等については、該当する様式に必要な事項を記入して、添付書類があれば共に提出してください。

施行規則	説明
<p>（登録実施機関の登録の申請）</p> <p>第 12 条 法第二十三条の登録実施機関の登録（法第二十六条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録実施事務を行おうとする事務所の所在地</p> <p>三 登録実施事務を開始しようとする年月日</p>	—
<p>四 登録実施事務の対象</p>	<p>■ 第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の別</p> <p>■ 以下の事業の別</p> <p>①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業</p>

	<p>② 消費者向けに木材等の販売をする事業 ③ 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ④ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業</p> <p>■ 上の①～④のうち、さらに詳細な事業範囲 ・ 対象とする木材等の種類 ・ 対象とする地域 等</p>
<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であつて、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。</p>	<p>—</p>
<p>一 個人にあつては、次に掲げる書類 イ 住民票の写し ロ 財産に関する調書</p> <p>二 法人にあつては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為 ロ 登記事項証明書 ハ 役員の名簿及び略歴を記載した書類 ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p>	<p>■ 発行日から6か月以内のもの</p>
<p>三 申請者が法第二十四条各号のいずれにも該当しないことを証する書類</p>	<p>■ 書面の例を別紙1に示す。</p>
<p>四 申請者が法第二十五条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類</p>	<p>—</p>
<p>(登録実施機関の登録の要件等) ①法第二十五条第一項第一号</p> <p>一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準に適合する者その他の登録実施</p>	<p>■ 「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準」に適合することを証明する書類（国又は第三者機関等が発行している書類）又は、</p>

<p>事務を適正に実施することができるものと認められる者であること。</p>	<p>国の制度に基づき登録等を受けて実施する製品、手続及びサービスの認証・認定事業の登録通知書等の事業実施を証明する書類及び当該事業の以下の内容を記載した書類（書面の例を別紙2に示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度以上に行ってきた事業の内容 ・各年度の認証・認定申請数及び認証・認定数 ・認証・認定事業の実施概要（運営体制、実施状況等） ・上記内容がすべて記載されている場合は、その添付でも可 <p>※「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準」に適合することとは、申請者が本法に基づく登録実施事務以外の業務において適合する場合も含む。</p> <p>※国の制度に基づき登録等を受けて実施する認証・認定事業とは、法令に基づき実施されるものとする。</p> <p>■ 本法に基づく登録実施事務に関する登録実施事務の運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添登録実施事務規程例と同等以上の登録実施事務規程案(※) ・登録に関する料金の積算根拠
<p>②法第二十五条第一項第二号</p> <p>ニ 登録申請者が、木材関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、木材関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、木材関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。</p>	<p>■ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）等が木材関連事業者に支配されていないことを記載した書類（過去二年間の実績も含む。）</p>

※別添登録実施事務規程例は、登録実施事務を行うにあたっての必要最低限の体制等について記載したものです。よって、登録実施機関の事業の公正・公平性等に関する積極的

な取り組みを妨げるものではありません。別添登録実施事務規程例の内容と一部異なる登録実施事務規程案を作成する場合には、問合せ先にご相談ください。

- 問合せ先
農林水産省 林野庁林政部木材利用課 （電話 03-6744-2496）

登録基準等適合チェック表

施行規則	登録基準	チェック欄
第 12 条第 1 項 第 1 ～ 4 号	次に掲げる事項を記載した申請書となっているか。(様式第 1)	—
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	登録実施事務を行おうとする事務所の所在地	
	登録実施事務を開始しようとする年月日	
	登録実施事務の対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の別 ・ 以下の事業の別 <ul style="list-style-type: none"> ①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (消費者に対する販売を除く) ②消費者向けに木材等の販売をする事業 ③木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ④木質バイオマスを用いた発電事業 ・ 上の①～④のうち、さらに詳細な事業範囲 (対象とする木材等の種類、対象とする地域等) 	
第 12 条第 2 項 第 1 号	個人にあっては、次に掲げる書類が添付されているか	—
	住民票の写し	
	財産に関する調書	
第 2 号	法人にあっては、次に掲げる書類が添付されているか	—
	定款又は寄付行為	
	登記事項証明書	
	役員の氏名及び略歴を記載した書類	
	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの (申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)	
第 3 号	申請者が法第 24 条各号のいずれにも該当しないことを証する書類が添付されているか(例:別紙 1)	
第 4 号	申請者が法第 25 条第 1 項各号のいずれにも適合することを証する書類が添付されているか	—
	「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準」に適合する者その他の登録実施事務を適正に実施することができる者・当該基準に適合することを証明する国又は第三者機関等が発行している書類(認定書等) 又は <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度に基づく製品、手続及びサービスの認証・認定事業の登録等を証明する書類(登録通知書等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 3 事業年度以上行ってきた、国の制度に基づく製品、手続及びサービスの認証・認定事業の実績(例:別紙 2) 	

	本法に基づく登録実施事務に関する運営体制	—
	登録実施事務を行う者と木材関連事業者との関係や登録実施事務と他の業務との関係等において公正・公平性の確保の取組を行うこと	
	登録実施事務を行う者には、当該事務を行うために必要な技術的知識・経験を有する力量のある者が必要人数いること	
	登録実施事務を行う組織として、登録責任者、必要な力量を有する審査員、登録事務員等を置いていること	
	登録実施事務を行う者が当該事務に関して知り得た秘密の保持の取組を行うこと	
	登録実施事務に関する帳簿、書類等について適切な管理の取組を行うこと	
	登録実施事務に関して、明確な積算根拠に基づき料金が設定されていること	
	登録や登録の取消しの手続など登録実施事務の実施方法を明らかにして当該事務を行うこと	
	その他別添登録実施事務規程例に記載されている事項	
	登録申請者が、木材関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと	—
	登録申請者が株式会社である場合にあつては、木材関連事業者がその親法人（会社法第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること	
	登録申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること	
	登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、木材関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること	

様式第 1 (法第 23 条関係、法第 26 条関係)

登録実施機関 (登録・更新) ³ 申請書

※整理番号

年 月 日

主務大臣 殿

氏名

申請者

住所

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (第 23 条・第 26 条) ³ 及び同法施行規則 (第 12 条・第 14 条) ³ の規定により、次のとおり申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人にあっては 代表者の氏名)	
申請者の住所	
登録実施事務を行おう とする事務所の所在地	
登録実施事務を開始しよう とする年月日	
登録実施事務の対象	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 登録申請は法律第 23 条及び施行規則第 12 条、更新申請は法律第 26 条及び施行規則第 14 条であるから、括弧内から該当するものを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 登録免許税は麴町税務署又は日本銀行 (代理店等を含む。) に現金納付し、その領収証書を申請書に添付すること。

別紙1 法第24条の書類の例

	年 月 日
主務大臣 殿	
	氏名
申請者	
	住所

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第24条に基づき下記のとおり説明します。

記

申請者は(※)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第24条各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2 事業の実績を記載した書類の例

事業の名称	認証・認定事業の名称を記述する。				
事業の目的	認証・認定事業の目的を記述する。				
認証・認定事業の対象	どのような者等を対象とした事業か記述する。				
認証・認定事業の実施概要 (運営体制、 実施状況等)					
事業年度	〇〇年度	△△年度	□□年度	累計	備考
認証・認定数	〇件				〇〇年度開始

様式第2（法第25条関係）

登録実施機関登録事項等変更届出書	
年 月 日	
主務大臣 殿	
	氏名
	住所
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	〇〇〇〇〇（変更があった登録事項を具体的に記載する。） 変更前：□□□□□ 変更後：△△△△△ 変更日： 年 月 日
2	（他に変更がある場合は列記する。）
3	その他（参考資料等） （1）・・・ （2）・・・

備考

- 1 変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出ること。
- 2 届出者が法人の場合にあっては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (法第28条関係)

登録実施機関事務所変更届出書	
年 月 日	
主務大臣 殿	
氏名	
住所	
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第28条の規定により、次のとおり届け出ます。	
登録実施機関の登録を受けた者の住所	変更前： 変更後：
登録実施事務を行う事務所の所在地	変更前： 変更後：
変更の予定日	

備考

- 1 変更しようとする日の2週間前までに、主務大臣に届け出ること。
- 2 届出者が法人の場合にあつては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 4 (法第 29 条関係)

登録実施機関登録実施事務規程変更届出書	
	年 月 日
主務大臣 殿	
	氏名
	住所
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第 29 条第 1 項の規定により、別添のとおり届け出ます。	

備考

- 1 届出者が法人の場合にあつては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 3 変更後の登録実施事務規程を添付すること。

様式第 5 (法第 30 条関係)

登録実施機関登録実施事務 (全部休止・一部休止・廃止) ³届出書

年 月 日

主務大臣 殿

氏名

住所

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第 30 条及び同法施行規則第 18 条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者の氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名)	
届出者の住所	
(全部休止・一部休止・廃止) ³ しようとする登録実施事務を行う 事務所の所在地	
(全部休止・一部休止・廃止) ³ しようとする登録実施事務の対象	
(全部休止・一部休止・廃止) ³ しようとする年月日 (休止の場合にはその期間)	
(全部休止・一部休止・廃止) ³ しようとする理由	

備考

- 1 全部又は一部を休止、又は廃止しようとする日の 6 か月前までに、主務大臣に届け出ること。
- 2 届出者が法人の場合にあつては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 全部又は一部を休止、又は廃止について括弧内から該当するものを記載し、その理由を具体的に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

登録実施事務規程例

- ※注：① このひな形は、登録実施機関として会長を代表者とする●●●会という名称の法人を想定して作成している。条文中の組織の名称、代表者等については、登録実施機関の実態に即して記載される。
- ② [第●●条・・・]としてイタリック体で記載された条項は必置ではない。当該条項の設置は、登録実施機関の裁量にゆだねられる。
- ③ ここに記載された各条文はひな形であるので、用語や文章表現については法令及び条文設置の趣旨に即していれば、登録実施機関の裁量により機関の実態等を踏まえて自由に変えることができる。（例：第15条ほかにおける「登録事務員」を「登録事務局」などの用語に変更。）なお、代替の用語・表現として考えられるものを、当該条文の後にイタリック体で※印を付して記載している。
- ④ いくつかの条項については、考えられる代替案の条文を□枠にイタリック体で示している（第10条等）。どの条文によるのか、あるいは、当該条項設置の趣旨に即した別な書きぶりにするのかは、登録実施機関の裁量にゆだねられる。
- ⑤ その他、各条項における条文記載上の留意点を【注： 】書きで示している。

登録実施事務規程例

(適用の範囲)

第1条

この規程は、●●●会（以下「本会」という。）が「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）、「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。）等に基づいて行う木材関連事業者の登録に関する業務について、その運営方針、運営体制・実施方法 その他の登録に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(定義)

第2条

- 1 この規程において使用する用語は、クリーンウッド法、施行規則及び判断基準省令において使用する用語の例によることとする。
- 2 施行規則第3条第1項に規定されている「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業は、以下「木質バイオマスを用いた発電事業」という。
- 3 「判断基準」とは、木材関連事業者が講ずる合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（以下「合法伐採木材等の利用確保措置」という。）に関してクリーンウッド法第13条及び判断基準省令で規定されているものをいう。

【※本条項については、登録実施機関の裁量で適宜補充することができる。】

(登録実施事務の方針)

第3条

本会が行う登録実施事務の方針は次のとおりとし、「クリーンウッド法に関する〇〇会の運営及び登録実施事務の方針」を別に定めるとともに、全ての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 登録に関する業務を公平、公正かつ迅速に提供する。
- (2) 登録実施事務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 登録実施事務で得られる情報について機密保持に責任を持ち、全ての情報について機密保持に必要なかつ適切な管理を行う。

- (4) 登録実施事務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- (5) クリーンウッド法の制度の適正な運営に寄与する。
- (6) 本会は、登録に関する業務の結果を左右しかねないような全ての営利的圧力、財政的圧力その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位及び責任)

第4条

- 1 本会は、クリーンウッド法に基づく登録実施機関として登録され、登録実施事務を行うものとする。

※登録実施機関の裁量により「定款の定めるところにより」などの文言を加えることができる。

- 2 登録実施事務のうち、判断基準を踏まえ、登録申請者が合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に行えるか否かについて確認し、登録等を判断する業務を登録に関する業務とする。
- 3 本会は、登録実施機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行う登録実施事務に責任を負うものとする。なお、登録に関する業務を含めた登録実施事務の範囲を超えるものについては、責任を負わない。

(登録実施事務の対象とする区域)

第5条

本会が登録実施事務の対象とする区域は、全国【※注：区域を限定する登録実施機関にあっては、「九州一円」、「長野県一円」などその地域を限定的に記述する。】とする。

(登録実施事務の対象としている事業の範囲)

第6条

本会の登録実施事務の対象とする事業は、以下のものとする。

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売、及び消費者への販売を除く。）をする事業
- ② 消費者向けに木材等の販売をする事業
- ③ 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ④ 木質バイオマスをを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

【※注：①～④の全部又は一部を登録実施機関の方針に応じて選択して記載する。
また、木材等について対象とする範囲を限定する場合には、対象とする木材等を
明確にして記載する。】

例：木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
合板の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
家具の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 など

(登録実施事務を行う事務所の名称、所在地等)

第7条

本会が登録実施事務を行う事務所の名称、所在地及び管轄区域は「登録実施事務を行う事務所の所在地等一覧」(別)に定める。

(登録の対象となる事業者)

第8条

本会が登録を行う事業者は、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の事業者とする。

※注 登録実施事務の対象としている事業の範囲から、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業のいずれかを対象とする場合には、その旨を記載する。

(登録実施事務を行う時間及び休日)

第9条

- 1 事業所の登録実施事務を行う時間は、●●時から●●時までとする。
- 2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末の12月29日から31日まで並びに年始の1月2日及び3日とする。

(登録実施事務等に関する料金の収納)

第10条

本会は、登録実施事務に要する手数料、登録事項の確認に要する手数料、及び登録事項の変更に要する手数料その他の手数料を別に定める「登録実施手数料規程」に基づき徴収するものとする。

【代替案】 第24条に基づく登録申請を受理する場合は、当該登録申請を行った者から別に定める登録手数料を徴収するものとする。また、登録事項の確認を実施するときは、木材関連事業者から別に定める「登録実施手数料規程」に基づき徴収

するものとする。

(その他の費用の負担)

第 11 条

本会は、木材関連事業者その他の利害関係人から第 20 条第 2 項第 7 号の財務諸表等の書面の謄本、抄本又は電磁記録媒体に記録された情報の請求があった場合には、当該利害関係人から別に定める「登録実施手数料規程」に基づき交付手数料を徴収するものとする。

(登録実施事務を行う組織)

第 12 条

本会の登録実施事務に関する組織は、別に定める内部規程及び組織図のとおりとする。

(会長の責任及び権限)

第 13 条

会長は、登録実施事務に係る人的、物的及び財務的基盤の確保、運営方針の策定、登録に関する方針及び手順の実施の監督並びに登録、登録の拒否、登録の更新、取消し及び登録の抹消に関する決定について責任及び権限を有する。

(会長の権限の委譲)

第 14 条

会長は、その責任において登録実施事務の実施及び監督に係る権限を別に定める「権限委譲規程」に基づき認定業務執行理事【※注：名称は仮置き】に委譲できるものとする。

(登録実施事務を行う者の職務)

第 15 条

- 1 会長は、登録実施事務に係る審査員の任命及び指名、審査の実施命令、審査の結果に基づく登録及び登録の拒否の決定、登録の取消し、登録申請者への通知、登録証の交付、登録事項の確認、登録実施機関の承継、運営委員会の設置、内部監査の実施、登録実施事務に関する業務等の点検及び是正、主務大臣への報告並びに立入検査の受入れを行う。
- 2 審査員は、登録申請に係る審査を行い、判断基準に即して登録申請内容の適合性を審査する。また、第 27 条に規定する登録簿に登録された登録木材関連事業者に対する登録事項の確認を行う。
- 3 登録事務員は、登録申請書及び年次報告書等の受理、登録簿への登録、登録申請者

への通知、登録に係る公表等の登録に関する事務を行う。

- 4 審査員及び登録事務員（以下「審査員等」という。）は、遂行する職務に対して的確でなければならない。

※「登録事務員」については「登録事務局」などの名称も考えられる。

（審査員の任命）

第16条

- 1 会長は、審査員を任命する。
- 2 審査員は、別に定める「審査員等の力量等の基準」に基づき、登録に関する業務の手順、判断基準、審査技能等の教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験を有する力量のある者を、必要な数を任命するものとする。
- 3 会長は、必要がある場合には、前項の力量等の基準に基づき、外部の専門家又は学識経験者に審査員を委嘱することができる。
- 4 会長は、第1項の任命及び第3項の委嘱に際して、審査員に対し、以下の事項を約束する誓約書に署名することを求めるものとする。

【※注：以下の（1）～（3）は例示】

- （1） 本会が定める機密保持に関する規則に従うこと。
 - （2） 審査員自身及びその所属する組織等と、当該審査員等が行う審査等又は登録事項の確認に伴う木材関連事業者との間の現在及び過去における関係を明言すること。
 - （3） 本会の利害に抵触する事由が発生した場合は速やかに会長に報告すること。
- 5 会長は、審査員の名簿並びに履歴、資格、研修及び実務経験についての記録を作成・保持し、最新の状態を維持するものとする。

研修を実施する登録実施機関にあつては、次の条項を設けることができる。この場合、以下の条項番号を繰り下げる。研修に関する条項は、必置ではない。

（研修）

第●●条

会長は、審査員等に対し、適正な登録に関する業務を実施するために必要に応じて別に定める「研修規程」に基づき研修を実施する。

（機密保持）

第17条

- 1 本会は、別に定める「機密保持に関する規程」に基づき、組織の全ての階層におい

て、登録実施事務の過程において得られる情報の機密を保護するものとする。

- 2 本会は、登録木材関連事業者に係る情報の公開を行う場合は、法令で禁止されない限り事前に公開する旨の通知を当該登録木材関連事業者に対して行うものとする。
- 3 第三者から得た登録申請者若しくは登録木材関連事業者に関する苦情又は主務省からの不適合の情報は、機密情報として取り扱うこととする。

(禁止業務)

第18条

- 1 本会は、本会に登録申請を予定する者その他の木材関連事業者に対し、登録上の問題となる事項の対処方法についてコンサルティングサービスを行わない。
- 2 本会は、いかなる場合であっても登録実施事務に関する機密保持を損ない、又は客観性若しくは公正性を損なう製品の販売若しくはサービスの提供を行わない。

(安定した財務基盤の確保及び維持)

第19条

本会は、登録実施機関としての安定的な運営に必要な財務基盤を確保し、これを維持するものとする。

(文書・記録の整備及び管理)

第20条

- 1 本会は、登録実施事務に係る文書及び記録を、別に定める「文書等管理規程」に基づき、適切に管理するものとする。
- 2 本会は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付ができるようにしておくものとする。
 - (1) 本会の登録実施事務についての情報
 - (2) 登録、登録の拒否、登録の更新、登録の取消し及び登録の抹消を含む登録に係る手順の説明に関する文書
 - (3) 登録に関する業務における審査の方法及び審査の根拠に関する情報
 - (4) 登録申請者及び登録木材関連事業者が支払うべき費用
 - (5) 登録申請者及び登録木材関連事業者の権利及び義務
 - (6) 登録に関する苦情・異議申し立ての処理手順
 - (7) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）

(登録実施事務に関する情報の提供)

第21条

- 1 本会は、登録申請者に対し、登録の詳細な手順、判断基準、本会の要求事項、必要となる費用及び納入方法並びに登録申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。
- 2 前項の文書においては、第一種木材関連事業者にあつては当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類の登録を求め、第二種木材関連事業者にあつては当該第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとの登録を認める旨を記載するものとする。
- 3 本会は、登録申請者から求められた場合には、登録に関する追加情報を当該登録申請者に提供するものとする。

(登録申請の受理及び審査の準備)

第22条

- 1 本会は、登録申請者から、別に定める「登録申請書」(添付書類を含む。)及び欠格条項に関する宣誓、審査事務等に関する同意及び登録後の義務履行を記した「誓約書」(以下「登録申請書等」という。)が提出されたときは、第3項各号に不備等がないことを確認し、登録申請を受理するものとする。また、登録申請の受理を拒否する場合は、その理由を登録申請者に通知するものとする。
- 2 登録申請者から登録申請を委任された者による登録申請書の登録申請がなされた場合には、これを受付するものとする。
- 3 本会は、登録申請の受付にあつては、次の事項に不備等がないことを必要に応じ質問その他の方法により確認するものとする。
 - (1) 登録申請者から登録申請のあった事業が第5条、第6条及び第8条に定める登録実施事務の範囲内であること。
 - (2) 登録申請書等の内容に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 登録申請内容に明らかに瑕疵がないこと。
- 4 前項の規定において、登録申請書に不備等を認めたときは補正を求め、補正に応じないときは受理できない理由を通知するとともに、登録手数料の徴収は行わない。また、補正に応じることができず登録申請者自らが、自主的に登録申請を取り下げた場合も同様の扱いとする。
- 5 第3項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合で登録申請が受理された場合には、登録申請書に受理印を押印し、「登録申請書受理台帳」に登録申請を受理した旨を記載するとともに、登録申請者に受理通知書(手数料の納付に関する事項を含む。)を交付する。

(審査員の指名)

第 23 条

会長は、個別の登録申請に係る書類審査を行う者を「審査員名簿」の中から指名し、審査の実施を命ずるものとする。

※複数の審査員での審査、審査員で構成する審査会議（仮称）で審査を実施してもよい。

（審査の実施等）

第 24 条

- 1 審査は、登録申請書の内容について行うものとする。
- 2 登録申請者が、以下に該当する場合は、クリーンウッド法に規定する欠格条項等に抵触するものとして、審査を終了する。
 - (1) 申請者がクリーンウッド法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者であるとき。
 - (2) 申請者がクリーンウッド法第21条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者であるとき。
 - (3) 申請者が法人である場合において、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者がいるとき。
 - (4) 登録申請者から本会の規程に従わない旨の表明があった場合
- 3 審査員は、判断基準を踏まえ、合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に行えるか否かの観点で審査する。
- 4 審査に当たって、登録審査実施マニュアルを別に定める。

※本項について、登録実施機関は、登録実施の進め方（名称：仮称）を参考に定めることができるものとする。

- 5 登録申請の内容が、林野庁が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく「森林認証制度又は CoC 認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度における認証を得ている範囲と重複している場合には、審査に活用できるものとする。
- 6 登録申請者が正当な理由なく、登録審査に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合は、本会は審査を中止することができるものとする。この場合、本会は審査の中止を登録申請書受理台帳に記載し、登録申請者に通知するものとする。

(審査結果の報告)

第25条

- 1 審査員は、審査を終えた後、速やかに審査結果に係る報告書（以下「審査結果報告書」という。）を作成するとともに、登録申請が第24条第2項、第3項及び第5項の規定に基づき適合していると確認される場合には登録を可とする意見を付して、適合していないと確認される場合には登録を否とする意見を付して、審査結果報告書を会長に報告するものとする。
- 2 審査結果報告書には、第24条第2項に掲げる法令等で規定する各事項の適合状況を記載するものとする。

(登録の決定)

第26条

- 1 会長は、審査員から登録の可否に関する意見を付した審査結果報告書を受領した場合には、登録又は登録の拒否を決定するものとし、登録を拒否する場合は、その旨を、理由を付して登録申請者に通知するものとする。
- 2 会長は、前項により登録を拒否する場合を除き、登録申請者の登録簿への登録を決定するものとする。

(登録簿への登録及び登録申請者への通知と登録証の交付)

第27条

- 1 本会は、登録を決定した登録申請について次の事項を登録簿に登録するものとする。登録簿は最終の記載の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる事業の範囲
 - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
 - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、消費者向けに木材等の販売をする事業、木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業、木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業の別
 - ③ 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 - ④ 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる木材等の種類（入荷・出荷）
 - ⑤ ④の木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の見込み（入荷）
 - ⑥ 第一種木材関連事業者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る④の木材等の原材料となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
 - (3) 登録年月日及び登録番号

- 2 本会は、登録を行ったときは、遅延なくその旨を登録申請者に通知するとともに、次の事項を公示するものとする。
 - (1) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる事業の範囲
 - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
 - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出もしくは販売する事業、消費者向けに木材等の販売をする事業、木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業、木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業の別
 - ③ 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 - ④ 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる木材等の種類
 - (3) 登録年月日及び登録番号
- 3 前項の公示は、事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報提供によるものとし、その期間は登録した日から当該登録を抹消するまでの間とする。
- 4 本会は、第2項の通知を行うに際しては、併せて別に定める「第〇種登録木材関連事業者登録証」を交付する。
- 5 「第〇種登録木材関連事業者登録証」の有効期間は登録の日から5年とする。
- 6 本会は登録実施事務に関し、以下の事項を記載した帳簿を作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保管するものとする。
 - (1) 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる事業の範囲
 - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
 - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、消費者向けに木材等の販売をする事業、木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業又は木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業の別
 - ③ 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 - ④ 合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる木材等の種類
 - ⑤ ④の木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
 - ⑥ 第一種木材関連事業者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る④の木材等の原材料となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
 - (3) 登録申請を受けた年月日
 - (4) 登録又は登録の拒否の別
 - (5) 登録の拒否をした場合には、その理由
 - (6) 登録した場合には、登録年月日及び登録番号

- (7) 登録を抹消した場合には、その理由と抹消年月日
- (8) その他登録実施事務の実施に関し必要な事項

(登録事項の変更)

第28条

- 1 本会は、登録木材関連事業者から前条第1項各号に規定する登録事項の変更について、変更に係るものを記載した書類を付して申請があった場合には、変更の適否を審査し、変更が適正である場合にはその変更内容に即して帳簿及び登録簿の記載を変更する。
- 2 登録の変更に係る手続については、第22条から前条までの規定を準用する。

(登録の更新)

第29条

本会は、登録後5年ごとに行う登録の更新について登録木材関連事業者から申請があった場合には、第22条から第27条までの規定に基づく手続に準拠して更新の登録を行うものとする。

(年度報告)

第30条

- 1 本会は、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年1回、合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況について別に定める「年度報告書」により報告をさせる。
- 2 本会は、「年度報告書」が提出された場合には、これを受理し、「年度報告書等台帳」に記録するものとする。
- 3 本会は、「年度報告書」をもとに、必要があると認める場合には、質問その他の方法により確認を行い、前年度の合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況について取りまとめる。なお、会長は、主務省からの求めがあれば、実施状況について情報提供するものとする。

(登録事項の確認)

第31条

- 1 登録申請書等に基づき登録木材関連事業者が登録を受けた事業の範囲内において、合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講じていること又は登録木材関連事業者の名称の適切な使用(名称を用いる場合における①合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場及び②合法伐採木材等の利用確保措置の対象となる取り扱う木材等の種類の記載を含む。)を遵守していることを確認するために必要があると認められる場合には、会長が審査員名簿から指名した審査員が、当

該登録木材関連事業者に対して質問その他の方法によって確認を行うものとする。

- 2 審査員は、確認を終了した後、速やかに登録事項確認報告書を作成するとともに、判断基準となるべき事項を踏まえ、当該登録木材関連事業者の取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講ずる者と認められるか否かの意見を付して会長に提出するものとする。
- 3 また、確認の結果、必要があると認められるときは、会長は、当該登録木材関連事業者に必要な措置を請求するものとする。

(登録の取消し)

第32条

- 1 本会は、登録木材関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録木材関連事業者の登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 登録木材関連事業者が、クリーンウッド法第13条第1項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえ、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。
 - (2) 登録木材関連事業者が、クリーンウッド法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者であるとき。
 - (3) 登録木材関連事業者が、クリーンウッド法第21条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。
 - (4) 登録木材関連事業者が法人である場合において、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者がいるとき。
 - (5) 第○種登録木材関連事業者という名称を用いることができる事業の範囲に違反して、第○種登録木材関連事業者の名称又はこれに紛らわしい名称を使用している場合。
 - (6) 不正の手段により木材関連事業者の登録又はその更新を受けた場合。
- 2 本会は、登録の取消しをしようとするときは、その1週間前までに当該登録の取消しに係る登録木材関連事業者に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。
- 3 本会は、登録木材関連事業者の登録を取り消したときは、その理由を示して、当該木材関連事業者に通知するものとする。

(登録の抹消及び抹消の公表等)

第33条

- 1 本会は、前条の規定により登録木材関連事業者の登録を取り消したとき、又は、登録木材関連事業者の申請に基づいて登録を取り消したときには、当該登録木材関連事

業者の登録を抹消するとともに、その旨を公表する。

- 2 前項の公表は、事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報の提供によるものとする。
- 3 前項の公表は登録抹消日から1年を経過する日までの間行うものとする。

(判断基準等の改正)

第34条

- 1 本会は判断基準等が改正された場合、本会の登録簿に登録された登録木材関連事業者及び登録申請中の登録申請者に文書でその旨通知をするものとする。
- 2 会長は、判断基準等の改正により登録木材関連事業者が判断基準等に適合しないおそれがある場合は、適合させることが必要である旨を速やかに通知するとともに、これを受けて登録木材関連事業者が講じた措置を確認するものとする。

(登録実施機関の承継)

第35条

本会は、本会が登録実施事務を休廃止する場合には、登録木材関連事業者が不利益を受けないよう、登録木材関連事業者と調整を図り、他の登録実施機関への登録の承継について責任を持って対応するものとする。

(運営委員会)

第36条

- 1 会長は、登録実施機関の運営に関する公平性を維持するために、外部の有識者からなる運営委員会を設置し、毎年1回以上運営委員会を招集する。
- 2 前項の手順は、別に定める「運営委員会設置・開催要領」による。
- 3 運営委員会は、当会の登録実施事務の公平性について審議を行い、その結果を会長に進言するものとする。
- 4 運営委員会の記録は文書化し、保存するものとする。

※第36条については、運営委員会（又は「公平委員会」）に代えて、登録実施事務の公平性の維持の機能を有する「公平性監査人」の設置としてもよい。「運営委員会」の設置とするか、「公平性監査人」の設置とするかについて、及び、その名称については、登録実施機関の裁量による。

(登録実施事務の公平性の維持のために必要な事項)

第36条

- 1 会長は、登録実施事務の公正な実施を維持するために別に定める「公平性監査人

設置要領」に基づき公平性監査人を置くものとする。

- 2 会長は、公平性の維持に関する学識経験を有する外部の者1名以上を公平性監査人に委嘱するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長は、本会監事（木材関連事業者又は木材関連事業者の組織する団体の役員を除く。）複数名を公平性監査人に指名することができる。
- 4 公平性監査人は、本会の登録実施事務の公平性について会長に文書により助言又は提言するものとする。
- 5 公平性監査人の意見又は提言については、保存するものとする。

（内部監査）

第37条

- 1 会長は、登録実施事務が適正に実施され、また、登録実施事務の実施体制が維持されているかを検証するために、登録実施事務に対する内部監査を毎年1回実施するものとする。
- 2 内部監査の手順は、別に定める「内部監査規程」によるものとする。
- 3 内部監査の結果は文書化し、保存するものとする。

（不適合登録実施事務）

第38条

会長は、監査人の意見・提言、内部監査における指摘等を踏まえ、登録実施事務で発生した不適合な登録実施事務の是正及び予防に努めるものとする。

（不適合命令への是正措置）

第39条

本会は、主務大臣からクリーンウッド法第25条第1項各号に適合するための必要な措置をとるべき命令を受けたときは、直ちに適合するための必要な措置を講じ、主務大臣に報告するものとする。

（改善命令への是正措置）

第40条

本会は、主務大臣からクリーンウッド法第27条の規定に即して登録実施事務を行うべきこと又は木材関連事業者の登録の方法その他業務の方法の改善に関して必要な措置をとるべき命令を受けたときは、直ちに改善のための必要な措置を講じ、主務大臣に報告するものとする。

(登録実施事務に関する業務等の点検及び見直し)

第41条

- 1 会長は、法令の改正等により判断基準等に大きな変更があった場合等には、既存の登録実施事務に関する業務等について適切性及び有効性等の観点から点検及び見直しを行うものとする。
- 2 点検及び見直しの記録は文書化し、保存するものとする。

(主務大臣への報告及び立入検査の受入れ)

第42条

本会は、クリーンウッド法第40条第3項に基づき、主務大臣から、登録実施事務に関する報告の求め又はその職員による立入検査があるときは、これを受け入れるとともに、これらの調査の実施に協力するものとする。

(苦情及び異議申立ての処理)

第43条

- 1 本会は、登録実施事務の範囲内において、登録申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申立て又は紛争を別に定める「苦情・異議申立て及び紛争処理要領」に従って処理するものとする。
- 2 本会は、苦情、異議申立て又は紛争の経緯及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処置について記録し、その概要についてインターネットによる情報開示を行うものとする。

(不当表示等に対する処置)

第44条

本会は、登録木材関連事業者による宣伝、カタログその他の媒体において登録制度への不正確な言及、誤解を招くような表示の使用が発見された場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第45条

この規程に定めるもののほか、登録実施事務に必要な事項は、別に会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日より施行する。

- 別記様式 1 (規程第22条第 1 項) 登録申請書
- 別記様式 2 (規程第28条) 登録更新申請書
- 別記様式 3 (規程第29条) 登録変更申請書
- 別記様式 4 (規程第30条) 年度報告書

- 1. 別記 (規程第 3 条) クリーンウッド法に関する〇〇会の運営及び登録実施事務の方針
- 2. 別記 (規程第 7 条) 登録実施事務を行う事務所の所在地等一覧
- 3. 別記 (規程第10条、第11条) 登録実施手数料規程
- 4. 別記 (規程第14条) 権限委譲規程
- 5. 別記 (規程第16条第 2 項) 審査員等の力量等の基準
- 6. 別記 (規程第16条) 研修規程
- 7. 別記 (規程第17条第 1 項) 機密保持に関する規程
- 8. 別記 (規程第20条第 1 項) 文書等管理規程
- 9. 別記 (規程第22条第 1 項) 誓約書
- 10. 別記 (規程第22条第 5 項) 登録申請書受理台帳
- 11. 別記 (規程第23条) 審査委員名簿
- 12. 別記 (規程第27条第 4 項) 第〇種登録木材関連事業者登録証
- 13. 別記 (規程第36条 2 項) 運営委員会設置・開催要領 (公平性監査人設置要領)
- 14. 別記 (規程第37条第 2 項) 内部監査規程
- 15. 別記 (規程第43条第 1 項) 苦情・異議申立て及び紛争処理要領

(別記様式1)

番 号
年 月 日

登録実施機関名称 代表者 殿

(法第16条第1項第1号)
登録申請者
(所在地)
(氏名又は名称)
(代表者)

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第16条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請書の記載事項

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）第6条)

(法第16条第1項第2号、施行規則第6条第1項第1号)

(1) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

- ① 第一種木材関連事業
- ② 第二種木材関連事業

※該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付すこと

※輸入事業者は第1種登録のみ（輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方を登録する必要はない）

(2) 法第2条第4項各号に掲げる事業の別

(法第16条第1項第2号、施行規則第6条第1項第2号)

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業
- ② 消費者へ木材等の販売をする事業
- ③ 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

④ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付すこと

※①について、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く

※法第2条第4項第2号「素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業」は①を含む

(3) 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

(法第16条第1項第2号、施行規則第6条第1項第3号)

① 第一種木材関連事業の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称

イ 所在地

ウ 事業内容

※複数ある場合は、ア～ウを列挙すること

※当該第一種木材関連事業に係るすべての部門、事務所、工場及び事業場を記載する。

※必要に応じ別表（i）により整理することができる。

② 第二種木材関連事業の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称／プロジェクト名称

イ 所在地

ウ 事業内容

※複数ある場合は、ア～ウを列挙すること

※必要に応じ別表（i～ii）により整理することができる。

※プロジェクト単位での申請は建築又は建設をする事業に限る。

(4) 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の種類

(施行規則第6条第1項第4号)

① 第一種木材関連事業の場合

第一種木材関連事業において取り扱う（入荷・出荷）木材等の種類全てを記載する。

※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載する。

※必要に応じ別表（iii）により整理することができる。

② 第二種木材関連事業の場合

第二種木材関連事業において取り扱う（入荷・出荷）木材等のうち登録の対象とする木材等の種類を記載する。

※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載する。

※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要

※必要に応じ別表（iii）により整理することができる。

(5) 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の入荷見込み

(施行規則第6条第1項第5号)

※必要に応じ(4)の区分等により別表(iii)で整理することができる。

※直近1年間に取り扱う(入荷)見込みを記載。

※(3)～(5)について、別表i～iiiを用いて、部門、事務所、工場又は事業場、あるいはプロジェクトごとに作成することができる。

2 添付書類

合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針（判断基準省令第2条第2号）

下記（1）～（6）の取組に関する取組方針を記載する。又は既存の行動規範や調達方針等に当該事項を盛り込む見直しを行い、写しを添付する。現在実施していない取組については今後の取組方針を記載すること。

（1）合法伐採木材等の利用を確保するための体制の整備に関する事項

（法第13条第1項第1号）

① 責任者の設置について

部門、事務所、工場又は事業場、あるいはプロジェクトにおいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者を設置し、氏名及び役職を記載する。（判断基準省令第2条第1項）

（2）合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項

（法第13条第1項第2号）

① 取引先の選定について

木材等の譲受け又は譲渡しの受託（以下「譲受け等」という。）をする取引の相手方を選定するときは、国が提供する情報、これらの者との木材等の譲受け等の実績、これらの者が受けている登録、認証又は認定に関する情報その他の必要な情報を踏まえることについて記載する。（判断基準省令第3条第1号）

② 原材料情報のリクエストについて【第二種木材関連事業者のみ】

譲受けした木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報（法第8条の規定により伝達される情報を除く。）が当該譲受けの相手方から伝達されない場合において、法第6条第1項の規定により原材料情報の収集若しくは整理をした木材関連事業者又は当該情報の伝達を受けた木材関連事業者に対し、当該情報の提供を依頼することについて記載する。（判断基準省令第3条第2号）

（3）合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項

（法第13条第1項第3号）

① 次回の取引先選定における見直し等について

合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、次に相手方の選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるような必要な措置を検討することについて記載する。（判断基準省令第4条第1号）

② 取引先の変更等について

譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずることについて記載する。（判断基準省令第4条第2号）

（4）木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された法第8条に規定する情報の保存に関する事項【第二種木材関連事業者のみ】

（法第13条第1項第4号）

① 第二種木材関連事業者が、相手方から伝達された当該木材等が合法性確認木材等であるか

否かの別の情報に関する記録を作成することについて記載する。（判断基準省令第5条第1項）

記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。（判断基準省令第5条第2項）

- イ 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第6条第2項第2号において同じ。）をもって作成する
 - ロ 事務所、工場、事業場又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）ごとに作成する（ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して木材等の譲受けを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受けをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該記録は、一括して作成することができる。）
- ② 当該記録を作成した日から5年間（当該記録を作成した日から同項に規定する譲渡しをするまでの期間が5年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間）保存することについて記載する。（判断基準省令第5条）

（5）木材等の譲渡しをする場合（第一種木材関連事業を行う者については、消費者への伝達に限る。）における当該譲渡しの相手方への当該情報の伝達に関する事項
（法第13条第1項第5号）

木材等の譲渡しをする場合における相手方への情報の伝達は、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別を記載し、又は記録した情報を、当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。その際、どのような手段、媒体等で情報を伝達するかを記載する。（判断基準省令第6条）

情報の伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うこととする。

① 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機と当該伝達を受ける同項の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ 情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて同項の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

② 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

③ 譲渡しをする木材等に係る包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

上記①②に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

木材関連事業者が消費者への譲渡しをする木材等について、情報を消費者が知ることができるようにする措置としてインターネットを利用して当該情報を公衆の閲覧に供することができる場合であって、当該木材関連事業者が、当該情報に係るウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ウェブサイトを開覧することにより当該情報を知ることができる旨を、上記に掲げる方法により、当該消費者に伝達したときは、当該木材関連事業者は、伝達をしたものとみなす。

（6）その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項
（法第13条第1項第6号）

法第15条の木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することについて記載する。（判断基準省令第7条）

(7) その他必要な書類（施行規則第7条第2項）

- ① 個人にあつては、住民票の写し
- ② 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿
- ③ 申請者が法第18条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類
宣誓書など

別表 i 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

部門、事務所、工場又は事業場の名称	所在地	事業内容

別表 ii プロジェクト単位の場合

プロジェクト名称 プロジェクト実施場所 構造 用途	
規模（建築面積・延べ床面積・階数等） 着工日と竣工日 対象とする部材群・製品群	木材： 物品：

※建築又は建設をする事業に限る。

別表 iii 木材等の種類及び入荷見込み量

		木材等の種類 (合法伐採木材等の利用を確保するために取 り組むべき措置を講ずる木材等の種類を列 記)	入荷見込み (合法伐採木材等の利用を確保するために 取り組むべき措置を講ずる木材等の1年間 の重量、面積、体積、又は数量の見込みを 記載)
入荷	木材		
	計		
出荷	木材		
	物品		

参考：クリーンウッド法の対象となる木材等の種類

木材	木材等(家具・紙等の物品)
(1)素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む	1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
(2)板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む	2 木材パルプ
(3)単板、突き板及び構造用パネル(OSB)	3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
(4)(2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む	4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板
(5)のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限り。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限り。)
	8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等(※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない)
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの(例：椅子の座面、机の天板等の部材 等)
※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外(例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等)

(別記様式2)

番 号
年 月 日

登録実施機関名称
代表者氏名

(法第16条第1項第1号)
登録申請者
(所在地)
(氏名又は名称)
(代表者)
登録番号
登録年月日

登 録 更 新 申 請 書

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」第19条の規定に基づき木材関連事業者の登録更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

以上

以下、登録申請書及び添付資料等の内容に同じ。

(登録事項について、最新の登録内容から変更する事項のみを記載)

(別記様式3)

番 号
年 月 日

登録実施機関名称
代表者

(法第16条第1項第1号)
登録申請者
(所在地)
(氏名又は名称)
(代表者)
登録番号
登録年月日

登 録 変 更 申 請 書

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」第16条の規定及び施行規則第6条、第7条の規定に基づく木材関連事業者の登録内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

以下、登録申請書及び添付資料等の内容に同じ。

(登録事項について、最新の登録内容から変更する事項のみを記載)

(別記様式4) 年度報告書

・報告期間： ○○年4月1日～ ○○年3月31日

登録番号	
所在地	
氏名又は名称	
代表者	

【第一種木材関連事業者】

合法性確認木材等の取扱（入荷）実績

定期報告区分	事業の種類	伐採国・地域	樹種		木材等の種類	譲受け等に係る木材等の数量		単位	合法性確認書類
			国産材	輸入材		入荷量	うち合法性確認木材等の数量		

【第二種木材関連事業者】

合法性確認木材等の取扱（入荷）実績

事業の種類	木材等の種類	譲受け等に係る木材等の数量		単位
		入荷量	うち合法性確認木材等の数量	

【第一種・第二種木材関連事業者】

消費者への情報伝達状況

木材等の種類	消費者への情報を伝達した数量			備考
	販売量	単位	伝達方法	

取り組むべき措置の実施状況

改正法第13条第1項	判断基準省令		法改正（R7.4.1）以前に登録*		法改正後に登録	
			第一種	第二種	第一種	第二種
第1号 体制の整備	第2条第1号	責任者の設置 (合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について)				
	第2号	取組方針の作成				
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号	国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	—	—		
	第2号	合法性確認木材等か否かの情報が伝達されない際の、原材料情報のリクエスト	—	—	—	
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置	第4条第1号	合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次回の取引相手選定における見直し等の検討	—	—		
	第2号	違法伐採に係る木材等を譲受けた場合の、取引相手の変更等の検討	—	—		
第4号 義務以外の情報保存	第5条	第二種事業者が行う情報の保存	—	—	—	
第5号 義務以外の情報伝達	第6条	第二種事業者が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	—	—		
第6号 その他必要な事項	第7条	登録や認証情報等の提供				

※法改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば良いこととなります

優良・先進的な事例の報告

- 合法伐採木材の流通及び利用の促進に関し「先進・優良事例と思われる取組」について、自由形式で記入してください。

(例：木材の合法性確認や、上記の取り組むべき措置の手法や方針について)

※第一種様式〔区分〕：当様式を一定規模以上の事業者が行う定期報告に使用する場合に記載

- ①国産材：丸太
 - ②輸入した「木材」：丸太、板材・角材等、単板・合板等、集成材等、OSB、ペレット、チップ等
 - ③輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）：家具、木材パルプ、建材、建具等
輸出された国産材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合、報告区分は「国産材」ではなく「輸入した『木材』」又は「輸入した家具・紙等の物品（木材以外）」を選択
- ※ 報告対象は入荷物に対する情報（例えば家具を製造している事業者において、報告対象は生産・販売した家具の出荷量ではなく、原料として入荷した製材等の入荷量となる）
- ※ 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量となる
- ※ 第一種において、木材等の種類で「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」を選択した場合は、トン換算で報告。第二種においては任意の単位で可
- ※ 同じ種類の製品を複数の単位で管理している場合、単位別に複数行に分けて記載
- ※ 改正後は第一種事業登録のみでよいこととなる輸入事業者について、改正前に登録を受けている場合次回更新までは現在の登録（輸入部分は第一種事業、販売部分は第二種事業）を維持できるとする経過措置期間中における年度報告は、第一種事業としての入荷量のみを報告（第二種事業としての入荷量は不要）

【事業の種類】

- ①木材の製造・加工・輸出・販売
- ②木材等（家具・紙等）の製造・加工・輸出・販売
- ③木材等を使用した建築・建設
- ④木質バイオマス発電

【木材の種類】

- ①[素材]：丸太
- ②[板材,角材等]：板材、角材、円柱材等（構造材、羽柄材）
- ③[単板,合板等]：単板、突き板、合板、単板積層材
- ④[集成材等]：集成材、直交集成板、たて継ぎ材等（DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）
- ⑤[OSB（構造用パネル）]（オリエンティッドストランドボード）
- ⑥[ペレット等]：のこくず、木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）
- ⑦[チップ等]：チップ及び小片等

【木材等の種類】

- ①[家具]：椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
- ②[木材パルプ、紙]：木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
- ③[建材]：フローリングのうち、基材に木材を使用したもの、木質系セメント板、サイディングボードのうち木材を使用したもの

- ④[建具]：戸（主たる部材に木材を使用したものに限る）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る）
- ⑤[中間製品・その他]：上記物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの。又はその他

1. 別記（規程第3条）

クリーンウッド法に関する〇〇会の運営及び登録実施事務の方針

平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）が施行され、日本政府は、木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法律に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」）その他の措置を実施することを促すことにより、合法伐採木材等の利用を促進することとなった。

このことを踏まえ、〇〇会（組合）（以下「〇〇会」という。）は、クリーンウッド法に関する〇〇会の運営及び登録実施事務の方針を定め、ここに公表する。

（合法伐採木材等の利用の促進）

- 1 〇〇会は、合法伐採木材等（合法伐採木材・木材製品）の流通及び利用の促進に真摯に取り組む。

（政府の取組への協力）

- 2 〇〇会は、我が国政府による合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する取組を全面的に支持するとともに、クリーンウッド法により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）として同法の実施運営に積極的に協力する。

（合法伐採木材・木材製品の普及の促進）

- 3 〇〇会は、合法性の確認等がされた木材・木材製品の流通及び利用の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を実施する事業者の登録）

- 4 〇〇会は、登録実施機関として、クリーンウッド法に規定される「登録実施事務に関する規程」（登録実施事務規程）を別途定め、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を実施する事業者の登録を行い、制度の普及、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に努めるものとする。

- 5 〇〇会は、登録実施事務を行うにあたっては、以下の事項を遵守するものとする。

- （1）登録に関する業務を公平、公正かつ迅速に提供する。
- （2）登録実施事務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- （3）登録実施事務で得られる情報について機密保持に責任を持ち、全ての情報について機密保持に必要かつ適切な管理を行う。
- （4）登録実施事務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- （5）クリーンウッド法の制度の適正な運営に寄与する。
- （6）本会は、登録に関する業務の結果を左右しかねないような全ての営利的圧力、財政的圧力その他の圧力に影響されないようにする。

(他認定機関等との連携)

- 6 ○○会は、制度の普及及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たって、他の登録実施機関等との連携を図る。

(情報の公開)

- 7 ○○会は、本方針に基づく取組状況の概要を公表する。

(附則)

この方針は、 年 月 日より施行する。

2. 別記（規程第7条）

登録実施事務を行う事務所の所在地等一覧

（登録実施機関名： _____）

登録実施事務を行う事務所の名称、所在地及び管轄区域

事 務 所 名	所在地及び連絡先	管 轄 区 域
〇〇事務所	〒： 住所： TEL： FAX： Eメール：	
△△事務所	〒： 住所： TEL： FAX： Eメール：	
	〒： 住所： TEL： FAX： Eメール：	
	〒： 住所： TEL： FAX： Eメール：	

3. 別記（規程第 10 条・第 11 条）

登録実施手数料規程

本会の登録実施事務に関する手数料は次のとおりとする。このうち、新規登録手数料は前納とし、これ以外の手数料については、その都度納付するものとする。

なお、手数料の納付は、現金又は指定の銀行等への振り込みとする。

1 新規登録手数料

（1）事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a. 〇〇以下		登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含む 参考： b. =a. +〇〇円×事業所等数 という方式も考えられる。
	b. 〇〇以上		
第二種木材関連事業	a. 〇〇以下		
	b. 〇〇以上		
第一種及び第二種木材関連事業	a. 〇〇以下		
	b. 〇〇以上		

（2）登録申請者から委任された者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a. 〇〇以下		登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含む 参考： b. =a. +〇〇円×事業所等数 という方式も考えられる。
	b. 〇〇以上		
第二種木材関連事業	a. 〇〇以下		
	b. 〇〇以上		
第一種及び第二種木材関連事業	a. 〇〇以下		
	b. 〇〇以上		

2 登録事項変更手数料

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a. 〇〇以下		参考： b. =a. +〇〇円×事業所等数 という方式も考えられる。
	b. 〇〇以上		
第二種木材関連事業	a. 〇〇以下		
	b. 〇〇以上		
第一種及び第二種木材関連事業	a. 〇〇以下		
	b. 〇〇以上		

3 更新料

事業の別	事業所等の数	金額	備考
全事業種	事業所等数に関わらず		登録事項変更手数料を含まない

4 年会費

(1) 事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
全事業種	事業所等数に関わらず		年度報告等事務処理経費を含む

(2) 登録申請者から委任された者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
全事業種	事業所等数に関わらず		年度報告等事務処理経費を含む

5 財務諸表等交付手数料

種別	事業所等の数	金額	備考
ハードコピー	事業所等数に関わらず		基本料金+印刷単価×枚数
電子媒体			基本料金+媒体代金

6 登録証発行手数料

事業の別	事業所等の数	金額	備考
全事業種	事業所等数に関わらず		証明書1通ごと

(附則)

この規程は、 年 月 日より施行する。

4. 別記（規程第 14 条）

権 限 委 譲 規 程

（目的）

第 1 条 この規程は、〇〇会の行う登録実施事務規程第14条の権限委譲に関して必要な事項を定める。

（権限の委譲）

第 2 条 本会会長（以下「会長」という。）は、認定業務に係わる権限のうち、以下を認定業務執行理事に委譲し、業務を執行させることにより、迅速かつ円滑で合理的な業務の遂行を図る。

- ・登録実施事務を行う審査員の任命及び指名に関する権限
- ・運営委員会の設置及び開催に関する権限
- ・登録実施事務の実施及び監督
- ・登録、更新、変更及び取消しに関する決定
- ・苦情及び異議申立てへの対応

（決裁）

第 3 条 この規程により委譲された事務であっても、次の各号に該当するものについては会長に報告し決裁を得なければならない。

- 1) 異例に属する事項
- 2) 紛争、論争又は将来その原因となるおそれのある事項
- 3) 先例となる事項
- 4) 登録の取消しに関する事項

（規程の改訂）

第 4 条 この規程の改訂は、会長が行う。

（補則）

第 5 条 この規程に定めない事項については、会長が別に定める。

（附則）

この規程は、 年 月 日より施行する。

5. 別記（規程第 16 条第 2 項）

審査員等の力量等の基準

制定年月日 年 月 日

1 審査員

審査員は次の力量とその力量を担保するに足りる学力及び実務経験を有すること。

- ① ISO17065 による認証等審査、実務及び技術に関する十分な知識。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律、同法政令、施行規則、合法性確認省令及び判断基準省令並びに同法に規定する主務大臣基本方針（以下「合法伐採木材等法令」という。）等の文書に関する十分な知識。
- ③ 登録実施機関のプロセスに関する十分な知識。
- ④ 木材関連事業者の事業分野に関する十分な知識。
- ⑤ 木材関連事業者における合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関する十分な知識。
- ⑥ 文書及び口頭における効果的な意思疎通能力及び十分な文書作成技能。

2 登録事務員

登録事務員は、次の事項に該当する者であること。

（注：登録事務員は会長が指名するものではなく、また登録等に関し権限を持つ者ではないが、登録実施事務を行うにあたっての水準を示すものである。）

- ① 学校教育法による高等学校又は専修学校以上の学校を卒業した者であって、事務に関する 2 年以上の実務経験を有する者。
- ② 合法伐採木材等法令等並びに登録に関する業務の手順及び審査等に用いる文書について必要な知識を有していること。
- ③ 文書及び口頭のいずれにおいても十分な意思疎通ができること。

6. 別記（規程第16条）

研 修 規 程

（趣旨）

第1条 クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録実施事務にかかわる審査員及び登録事務員の研修はこの規程に定めるところによる。

（研修）

第2条 審査員等の研修

会長は、職務に必要な法規、審査に関する十分な知識、登録実施機関のプロセスに関する知識、木材関連事業者の事業分野に関する十分な知識及び合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置等に関する研修教育を、日常的に計画性をもって行うこととする。

- 2 新技術の習得又は新規資格の取得が必要な場合で、本会の中で対応困難な場合には、外部機関等への派遣研修により対応するものとする。
- 3 会長は、研修受講等により新技術又は新資格を習得又は取得をした者による、その他の審査員等への知識・技術の伝達に努めるものとする。

（審査員等の履歴書）

第3条 審査員等は下記の事項について記載した履歴書を毎年4月1日付けで作成し、会長に報告するものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 所属及び職名
- (3) 最終学歴及び専門的資格
- (4) 登録実施実務にかかわる実績、経験及び教育訓練など

（記録の保存）

第4条 本会は審査員等の研修に関する記録及び履歴書を保存する。
なお、履歴書は毎年4月1日に更新するものとする。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、資格等に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、 年 月 日より施行する。

7. 別記（規程第 17 条第 1 項）

機密保持に関する規程

登録実施事務の施行にあたり「クリーンウッド法」及び他の法律で求められる場合を除き、登録実施事務に携わる全ての役職員において、登録実施事務の過程において得られる情報等の機密を保持するための規程を次のように定める。

1. 登録実施機関の役職員

登録実施事務に携わる本会の役職員は、受付、登録審査、登録判定に関わる業務の過程において知り得た情報については、当該登録申請者の書面による同意がない限り、開示してはならない。

2. 登録実施事務に関わる委嘱審査員

本会が審査員として登録実施事務を委嘱する者については、本会からの委嘱業務に応じて、1. の機密保持のための内容について、誓約書により確認するものとする。

3. 第三者への情報開示

法令に基づき、第三者への情報開示をした場合については、その情報を当該登録申請者又は登録木材関連事業者に通知するものとする。

4. 記録の保持

本会は登録実施事務に関して知り得た情報及び記録の機密を保持しなければならない。

また、情報及び記録の移送又は伝送をする場合は、機密保持が確実になされる方法によるものとする。

附則

この規程は、 年 月 日より施行する。

8. 別記（規程第 20 条第 1 項）

文 書 等 管 理 規 程

（目的）

1. この規程は、クリーンウッド法第 35 条に規定する帳簿その他登録実施事務に関する文書及び記録の管理に必要な事項を定め、適切な文書等管理の実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

2. この規程は、登録申請書、審査記録、登録更新手続等本会の登録実施事務にかかわる文書等全てに適用される。

（整理・保管）

3. 規程類には文書等別に番号、特定日及び改正日を記載した目録を作成し、系統的に管理する。必要に応じ配布等を行い、職員が適切な文書等を利用できるものとする。

（保存期間）

4. 各文書等の保存期間等は次のとおりとする。

- 1) 登録実施事務を廃止するまで

- ①クリーンウッド法第 35 条に規定する帳簿：登録実施事務規程第 27 条第 3 項に規定する帳簿
- ②登録関係書類：登録申請書、登録更新申請書、登録変更申請書
- ③審査関係報告書等：審査結果報告書、登録事項確認による登録の取消しにかかわる文書等

- 2) 10 年保存

苦情異議申立処理簿

- 3) 5 年保存

- ①内部監査関係書類：内部監査報告書
- ②監査関係書類：財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書又は事業報告書）、監査結果報告書

- 4) 1 年保存

上記 1) から 3) までに掲げる以外の文書

- 5) その他

事業者からの要請に応じて閲覧又は交付ができるよう保管準備しておく文書等は次のものとする。

- ① 本会の権限についての情報
- ② 登録の問い合わせ等に関する文書：登録の承認、登録の拒否、登録の更新、登録の取消し及び登録の抹消にかかわる手順を説明する文書
- ③ 登録実施事務における審査及び判定方法に関する情報
- ④ 登録申請者及び登録木材関連事業者の権利及び義務に関する文書

- ⑤ 登録申請者及び登録木材関連事業者が支払うべき費用に関する文書
- ⑥ 苦情・異議申立ての処理手順に関する文書
- ⑦ 本会の財政基盤を確保する手段に関する文書

上記各文書等は、インデックス等により整理された電磁記録媒体によるものを含むものとする。

(その他)

- 5. 文書等の保存期間は、最終記録のあった日から起算する。

附則

この規程は、 年 月 日より施行する。

9. 別記（規程第 22 条第 1 項）

誓 約 書

年 月 日

○ ○ 協会（登録実施機関名称）
会 長 殿

登録申請者：

所在地：

氏名又は代表者名：

連絡先（Tel, Fax, Mail）：

責任者：

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第15条の規定に基づく木材関連事業者の登録を申請するにあたり、登録申請者は同法の規定を十分理解・遵守するとともに、下記記載事項に誠実に対応することを誓約いたします。

記

I 登録申請・登録時の確認事項

1. 申請内容に虚偽や不正がなく、その内容について不備がある場合には速やかに訂正すること
2. クリーンウッド法第 18 条第 1 項各号の欠格事項に該当せず、その事実を証明すること
3. 貴会が行う審査、質問その他による確認等や必要な問い合わせ、資料要求に誠実に対応すること
4. 審査費用等の規定された料金の支払いに応じること

II 登録後の確認事項

1. 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況について、毎年指定した期日までに報告すること
2. 登録木材関連事業者としての更新（5年ごと）に適切に対応すること
3. 登録の変更、休廃止等を行うときには、遅滞なく貴会へ届け出ること
4. 登録期間において、主務大臣が必要に応じて行う検査等及び貴会が必要に応じて行う質問その他による確認等に誠実に対応すること

5. クリーンウッド法第 18 条第 1 項各号の欠格事項に該当することになった場合又は登録事項が判断基準等を満たさなくなった場合には登録の取消し及び抹消措置を受けるとともにその事実が公示されること
6. 登録木材関連事業者である旨の表示又は広告を行うときは、登録がクリーンウッド法の法令に適合していることを示す以外の目的で行ってはならないこと
7. 登録木材関連事業者である旨の表示又は広告を行うときは、貴会の登録審査の内容その他の登録実施事務の内容について誤認させるおそれのないようにすること
8. 貴会が 6 又は 7 の条件に違反すると認めて表示又は広告の方法の改善又は中止を求めたときはこれに応じること
9. 他者に登録木材関連事業者である旨の情報の提供を行うに当たっては、貴会の登録審査の内容その他の登録実施事務の内容について誤認させるおそれのないようにすること
10. 登録木材関連事業者登録証の写しを他者に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、複製すること
11. 登録等に関して知り得た秘密を保持すること
12. 業務の実施にあたり、登録等の内容についての苦情・異議申立てに対して適切な処置をとるとともに、その記録を貴会の求めに応じて提供し、貴会に利用させることとすること
13. 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置等を適切に実施しなかったことに起因する賠償等が提起された場合には、登録木材関連事業者（登録申請者）がその責を負うこと
14. クリーンウッド法等の改正又は貴会の登録実施事務規程の改正が行われた場合には、貴会の指示に従うこと

以 上

10. 別記（規程第 22 条第 5 項）

登 録 申 請 書 受 理 台 帳

	登録申請者名	受付日	審査中止日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

11. 別記（規程第 23 条）

審査員名簿

名 称	氏 名	住 所	TeL/Mail	学歴、資格等	業務経験、 教育訓練等	備考
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			
所属 役職			TeL : Mail :			

12. 別記（規程第 27 条第 4 項）

第〇種登録木材関連事業者登録証

年 月 日

〇〇〇 株式会社

代表取締役 □□ □□ 殿

登録実施機関名

会長▽△ □〇

年 月 日付けで申請のありました合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 15 条の規定により、下記のとおり、第〇種登録木材関連事業者として、登録いたします。

記

登録番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

登録の有効期間：

13. 別記（規程第 36 条 2 項）

運営委員会設置・開催要領
(公平性監査人設置要領)

(運営委員会の設置)

- (1) 本会は、登録実施機関の運営に関する公平性を維持するため、運営委員会を置く。
- (2) 会長は、運営委員の委嘱及び解任を行う権限を有する。
- (3) 会長は、公平性の維持に関する学識経験を有する外部の者 1 名以上を運営委員に委嘱する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、会長は本会監事複数名を運営委員に指名することができる。

(運営委員会の開催)

- (5) 会長は、毎年 1 回以上運営委員会を招集する。

(運営委員会の業務)

- (6) 運営委員会は本会の登録実施事務の公平性について審議を行い、その結果を会長に進言する。

(運営委員の選任等)

- (7) 運営委員については、企業の内部統制・監査等について専門的かつ幅広い見識を有する大学教授、公認会計士、ISO17065 について学識経験又は専門的な知見を有する者等を選任する。
- (8) 運営委員は、公平性に関連する過去の経歴について表明書を作成し、会長に提出する。

(提言等記録の保持等)

- (9) 運営委員会の記録は文書化し、保存する。

附則

この要領は、 年 月 日より施行する。

14. 別記（規程第 37 条第 2 項）

内 部 監 査 規 程

（趣旨）

第 1 条 登録実施事務の実施に対する内部監査は、この規程の定めるところによる。

（内部監査委員会）

第 2 条 会長は 1 年 1 回、内部監査員を主査とする内部監査委員会を編成する。

2 会長は内部監査委員会の長を任命する。

（内部監査の実施）

第 3 条 内部監査委員会の長は、内部監査に必要な事項を作成して実施する。

（内部監査の報告）

第 4 条 内部監査委員会の長は、その結果を内部監査報告書として会長に報告するものとする。

（内部監査結果の処置）

第 5 条 会長は、内部監査結果報告書に基づき、監査された部門の責任者に対して監査結果を通知し、必要な場合は適時かつ適切な是正措置又は予防処置の実施を命ずるものとする。

2 必要な場合、会長は是正処置又は予防処置の報告を受けた場合に、フォローアップ監査を、内部監査委員会に行わせる。

3 内部監査委員会の長は、その結果を会長に報告するものとする。

（マネジメントレビュー）

第 6 条 会長は、1 年 1 回、業務の方針及び業務の適正かつ効率的な運営に関することについて見直しを実施する。

2 会長は本会役職員で構成する内部監査業務検討委員会を構成する。

3 内部監査業務検討委員会の長は会長とする。

4 会長は、内部監査業務検討に必要な事項を作成して、実施する。

5 会長は、内部監査業務検討結果を検討報告書として作成する。

6 必要な場合、会長は検討結果に基づき関連する規程類の変更を行い、期日を定めて実施する。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、内部監査及びマネジメントレビューに関し必要な事項は会長が、別に定める。

附則

この規程は、 年 月 日より施行する。

15. 別記（規程第 43 条第 1 項）

苦情・異議申立て及び紛争処理要領

（総則）

第1条 （登録実施事務規程第 43 条第1項に基づき）本会に登録申請者、登録木材関連事業者又はその他の者から、持ち込まれる苦情、異議申立て及び紛争の処理については、当処理要領に従って処理するとともに、再発防止に努めるものとする。

（処理手順）

第2条 本会が行った登録等の業務について、申請者等からの苦情又は異議の申立てがあった場合には、苦情等の内容の調査及び対応について、次の手順等により行う。

- （1）申請者等からの苦情又は異議申立てを受理した場合には、その旨を申立者に通知するものとする。
- （2）苦情等の内容が事実に基づくものかどうかの調査を行うため、会長は調査対応者（対応責任者）を専任し、当該事案についての実態調査を行うものとする。
- （3）調査対応者（対応責任者）はこの苦情又は異議申立てにかかわる登録等の業務に直接関与した者又は過去2年間において申立者と利害関係を持ち、若しくは利害関係を有する機関に雇用されていた者は専任しないものとする。
- （4）調査内容は、書面で会長に報告して対応を協議するが、その内容によっては、苦情処理検討委員会（仮称）を設置して、対処するものとする。

（処理方法等）

第3条 前条の規定に基づき調査された内容について、次の分類等により処理策を検討するものとする。

- （1）本会の責任に帰すものと判断された内容については、謝罪及び改善で対応すべきものか、又は財貨により弁済すべきものかどうかを判断する。
 - ア 謝罪及び改善で対応すべきものについては、早急に改善策を作成し、会長の決裁を経て当事者に謝罪を行うとともに、改善策を提示して了解を得ることとする。
 - イ 財貨の弁済をすべき場合にあつては、会長にその旨を報告するとともに、会計部門と相談をして、会計上の処理を明確にして、対応するものとする。
- （2）本会の責任に帰すものではないと判断された内容については、その原因を作った当事者に口頭又は文書をもって、事実関係の説明とその原因の除去について相談又は指示をする。

（処理に関する記録の保持及び申立て者への通知）

第4条 本会に持ち込まれた苦情や異議申立て等についてはその受付、調査内容及び処理に伴う所要の経緯などについて、苦情・異議申立処理簿を作成して記録するとともに、一件書類を保存して、事後の再発防止対策に役立てることとする。

- (1) 異議申立てについては、処理の結果を申立者に文書で通知し、苦情処理については、可能な場合、苦情処理の結果を申立者に通知する。

(再発防止対策)

第5条 会長は、処理の如何にかかわらず、苦情や異議が発生した原因を客観的な立場で究明し、再度かかる事故が発生しないよう関係規程、実施要領等の文章表現上の問題点の是正及び改善について早急に対処するほか、関係職員に周知徹底して、再発防止に努めるものとする。

(情報の公開)

第6条 本会は、一連の関係処理後、苦情の内容及び処理、再発防止策について速やかに本会が運営するインターネットにより一連の関係処理の概要を公開するものとする。

附則

この要領は 年 月 日より施行する。

苦情・異議申立処理簿項目

(受付は1件1枚方式で記録すること)

1. 受付日

2. 苦情・異議申立者

氏名：

所属：

電話番号：

Eメール：

所在地：

3. 苦情・異議申立ての内容

いつ：

どこで：

何が：

どのようにした問題か：

4. 確認のための調査等を実施した場合の調査内容

5. 調査内容に基づく内部の検討状況（責任の所在の検討）

- (1) ○○の責任に帰すものか。無過失責任か。
- (2) 他の関係者の責任になるものか、責任体制はいずれになるか。
- (3) 苦情処理検討委員会の設置が必要であれば、設置の検討。

6. 申立者に対する回答とその反応

- (1) 謝罪及び改善で対応すべきか。
- (2) 財貨を持って弁済すべきか。

7. 再発防止策について